

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「美しい自然や景観と人の暮らしが調和したまち 高森」

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡高森町

3 地域再生計画の区域

長野県下伊那郡高森町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 現状

位置及び地勢

高森町は、長野県の南端、中央アルプスと南アルプスにはさまれた信州伊那谷、下伊那郡の北部にあり、諏訪湖にその源を発する天竜川の西岸に位置する段丘の町である。

本町は、北は松川町に、南と西は概ね南大島川を境に飯田市に接し、東は天竜川を隔てて豊丘村と喬木村にそれぞれ接し、東西約9.1km、南北約7.6km、面積45.26km²を有し、山林が57%を占めている。

本町の地勢は、中央アルプスに続く本高森山(標高1,890m)を頂点にほぼ南東に向かって傾斜し、扇状地や河岸段丘を形成しながら天竜川に至っている。

集落及び耕地が展開している標高400～750mの間は、天竜川沿岸沖積地帯(下段)から河岸段丘を重ね、洪積台地(中段)を経て、山麓の扇状地帯(上段)に至っており、標高750m以上は山麓の山林に続いて急峻な山岳地帯となっている。また、天竜川に沿った段丘部分は北から南に向かって比較的緩やかな傾斜となって、肥沃な土地と変化に富んだ美しい自然を育み、人々の暮らしにも様々な恩恵を与えている。

本町の中・上段地帯からは、天竜川を挟んで東方に南アルプスの3千メートル級の峰々を望むことができる風光明媚な町である。

現状

高森町は、豊かな自然環境の恵みの中で、歴史と伝統を育んできた。

手入れの行き届いた果樹園、田園、そして柿すだれに代表される風物詩や生活文化などは、かつて先人達が地の利を生かし、自然と共生しながらたゆまぬ努力と営みによって築き上げ、育んできたものである。

しかしながら、純農村地帯であった本町も高度経済成長による社会構造の変化や、経済構造の変化、家庭生活の変化に伴い、農地への宅地開発が進み、環境汚染、河川の水質汚濁が進んでいる。

そのため、昭和50年代から家庭雑排水等を対象に三槽浄化槽設置の推進や、土壌トレンチの設置等の促進によって、水質改善を図ってきた。さらに、平成に入り、「公共下水道」、「農業集落排水」、「合併浄化槽」の3種の汚水処理施設の整備で町内全域の河川の水質浄化を目指し、町民へ快適な生活環境を提供することとし、現在に至っている。

また、人類共通の生活基盤である地球環境を脅かしてきた過去への反省から、「今ある地球の自然は次代に引き継ぐものではなく、次代の人々から借りているものであり、汚さず返さなければならぬもの」とする認識のもとに、平成11年3月「高森町環境保全条例」を制定し、平成17年3月その具体化である「高森町環境基本計画」を策定したところである。

この中では、行政の役割、事業者の役割、町民の役割を明確にし、三者が協働で「こどもにのこせる、住みよいまちづくり」のために取り組むことをうたい、実現に向けて歩み始めている。

(2) 計画の目標

清らかな水の流れと緑豊かな風景は、人々にうるおいを与えてくれるものであり、まちづくりの大切な要素でもある。

将来の高森町の環境像として、小学生から大人までが、水や空気のきれいな町・自然や生き物を大切にす町・きれいな景色がたくさんある町・緑や木が増えている町、になっていたら良いと答えている。まさに、高森町町民憲章にうたわれている「1. 自然を大切にして豊かな緑と水のきれいな町をつくりまします」の実践がためされていると言える。

汚水処理施設整備を一層促進し、町内河川の清流を取り戻すとともに、下水道の普及による水需要の増加が見込まれることから、水資源の確保のため、森林の育成、保育や、広葉樹の植栽等による水源涵養保安林機能の向上、里山や農地を守る取り組みとして「水をつくる事業」、町民総出の河川清掃やため池の整備などの「水を守る事業」、ホタルの棲める環境の再生や「水生生物観察会」、各種イベントの開催で環境学習の対象としても活用する「水に親しむ事業」等を総合的かつ一体的に展開することによって、自然と共生する暮らしの再生を目指す。

目標1 水をつくる

本町の57%を占める山林のうちほとんどが人工林であるが、木材価格の低迷等により、放置され放題の山林が目立ってきている。森林の持つ公益的機能を重視し、森林の保育並びに広葉樹への樹種変更により、水源涵養保安林機能の向上を図る。

また、農地の保全にも力を注ぎ、遊休荒廃農地の再生で、景観形成とともに、緑のダム機能の再生を図る。

目標2 水を守る

汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を87.3%から99.2%に向上）
汚水処理施設への接続率の向上により、水質環境基準の100%達成

目標3 誰もが水に親しめる環境づくりを進める

各種イベントや環境教育を通じて、水の持つ機能や役割の大切さを理解し、水を楽しめるようにする。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

美しい水環境の再生のため、森林の水源涵養機能の向上や、天然のダムと言われる農地の保全等「水をつくる事業」とともに、汚水処理施設整備や河川清掃の実施による「水を守る事

業)、ならびに、親水護岸の整備、ホタルの里整備、カヌー大会等の「水に親しむ事業」を展開する。これらをもって、自然と共生する暮らしの再生を図る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・ いずれも高森町

[施設の種類]

- ・ 公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・ 公共下水道 高森町丸山分区及び大丸山（認可済）
- ・ 浄化槽 高森町全域（公共下水道区域及び農業集落排水区域を除く）

[事業期間]

公共下水道	平成17年度～21年度
浄化槽（個人設置型）	平成17年度～21年度

[事業費]

公共下水道	646,000千円
	(うち、単独 149,000千円)
	(うち、国費 248,500千円)
浄化槽（個人設置型）	23,130千円
	(うち、国費 7,710千円)
合計	669,130千円
	(うち、単独 149,000千円)
	(うち、国費 256,210千円)

[整備量]

- ・ 公共下水道 150 8,670m、
- ・ 浄化槽(個人設置型) 5人槽 25基
7人槽 20基
10人槽 5基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 丸山分区及び大丸山で600人、浄化槽で125人

5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用する他、「美しい自然や景観と人の暮らしが調和したまち 高森」をめざして、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

「水をつくる事業」

災害防止と水資源確保のために

- ・ 水源涵養保安林改良事業
- ・ 水源地への広葉樹植栽促進
- ・ 不伐の森の設置

農家の高齢化、人手不足や遊休荒廃農地の解消と地下水の涵養のために

- ・ 援農隊、体験農業の受入
(農繁期、都会から休日を利用した援農隊や修学旅行生等を受け入れる)
- ・ 中山間地直接支払事業
- ・ 農地の共同管理、集団営農

「水を守る事業」

清流を取り戻すために

- ・ 町民総出の河川清掃
(年1回ゴミや泥の除去、雑草の刈取りで河川や水路をきれいに維持する)
- ・ ため池(堤)の改修整備
(農地への水の供給とともに水質の浄化をする)
- ・ 親子ふれあい・里山ふれあい講座
(身近な自然とふれあい、カブトムシなどの昆虫や湧水を知り、自然の恵みを学ぶ)
- ・ たかもりふるさとまつりへ参加(宅内排水設備機器の展示)

「水に親しむ事業」

水の持つ機能や役割の大切さを理解するために

- ・ 親水護岸、親水公園の整備・管理
(河川や水路改修時自然に配慮した工法を採用する。また、カヌーイストや釣り人など、水に親しむ人々が快適に利用できるようにする。合わせて観光客の誘致)
- ・ ホタルの飼育・放流
(小学生が、生態観察と河川調査等で環境学習に活用)
- ・ 天白峡ホタルの里整備事業(天白峡ホタルまつりの開催等)
- ・ 湯ヶ洞源氏ホタルの里整備事業
(近くにある温泉施設と連携し、ホタルまつり等の開催で、観光客の誘致を図る)
- ・ 水生生物観察会
(夏休み、小学生を対象に実施 環境学習のひとつとする)
- ・ ウォーターチューブ大会
(大型トラックのチューブに乗って川を下る。全国からチャレンジャーが集まる)
(青少年育成会が中心となって、県内小谷村少年団と冬は雪に親しみ、夏は水に親しむ交流会を実施)
- ・ 全日本天竜川カヌー競技大会
(30年の歴史を持つ大会。年1回8月下旬に開催)
- ・ 市田灯籠流し・大煙火大会
(毎年8月18日に天竜川市田港で開催。川施餓鬼の灯籠が水面に幽玄な光を映しながら流れ、2,000発の花火が夜空を焦がす伊那谷の夏の風物詩)
(一夜で5万人の観光客を集める)
- ・ アユ・アマゴの放流
(漁協が中心になって稚魚を放流。初夏から秋にかけて、全国各地からの釣り客でにぎわう)

6 計画期間

平成17年度～21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、5に示す数値目標に照らし状況を本町が調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、関係機関で構成する「高森町下水道等連絡協議会」を開催し、評価・検討を行う。

なお、従前より実施している、計56地点における河川の水質調査を引き続き実施し、測定結果の公表等により、下水道への接続率等の向上を図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし

添付資料

- 1 地域再生計画に含まれる行政区画を表示した図面（位置図）
- 2 地域再生計画の区域図（各施設の整備区域を表示）
- 3 地域再生計画の工程表（説明 別紙）
- 4 地域再生計画のイメージ図